

第二節 近世中期の出石

1 仙石出石藩の動静

松平忠徳・仙石 一七〇六年（宝永三）も明けて間もない正月一四日、政明と領知交代 仙石家江戸留守居役は老中宅に呼ばれ、継ぎ飛脚を

もって、藩主の出府を促す御用状を上田へ届けるよう申し付けられた。一六日午前九時ごろ書状は上田に着いた。仙石政明はそれを読み終えると、すぐさま請書（命令を承知した旨を届ける書類）を持たせて、家臣二人を江戸へ派遣するとともに、家老仙石靱負（のちの政房）をして、城中に緊急召集した家臣一同にこの旨を知らせた。そして出府に伴う従者を選任し、生活万端を慎み、下人らの出替わりの時節であるが、しばらくそのままに召し使い、追っての沙汰を待てと命じる。翌日、藩主政明は、先祖をまつる山崩（びよう）ならびに菩提寺三か寺に詣（も）うでた。そし



真写 205 上田城隅櫓（上田市）

第2節 近世中期の出石

表 64 1706年(宝永3)仙石家拝領高郡別一覧

	拝領高	改出	新発 ^①	計	村数
出石郡	石合 19,711,347	石合 3,798,768	石合 44,801	石合 23,554,916	67
美含郡	6,363,932	504,138	175,660	7,043,730	37
養父郡	8,047,287	1,814,630	662,030	10,523,947	51
気多郡	8,877,434	1,442,074	901,282 ^②	11,220,790	33
小計	43,000,000	7,559,610	1,783,773	52,343,383	188
気多郡	1,383,627	} (もと小出大隅守拝領地)		1,383,627	10
美含郡	3,616,373			3,616,373	28
加東郡	2,936,694			2,936,694	6
加西郡	7,152,159			7,152,159	19
計	58,088,853	7,559,610	1,783,773	67,432,236	251

史料：『出石江御所替之節書類』(出石神社蔵)。

注：①検地後、1706年(宝永3)までの新発地。

②史料にはこれが1783石773合と小計と同高であったので、筆者が修正した。

て一九日正午ごろ上田を出発し、江戸へ向かう。家老
仙石靱負・用人青木求馬らがこれに従い、前後して多
数の藩士が江戸へ向かう。

出石の松平伊賀守忠徳(ただのり)(のちに忠榮、忠周と改名)のも
とへも出府の命が届き、兩名はほか四名の大名ととも
に正月二八日に江戸城へ登城、老中列座のもとに所替
えを命じられた。松平忠徳が上田へ、仙石政明が出石
へと入れ替わることになった。仙石家の上田における
石高は五万八〇〇〇石、松平家の出石におけるそれは
四万八〇〇〇石であった。入れ替わるにあたって松平
家は一万石加増を沙汰されて、仙石家の旧領をそのま
ま拝領することになったが、反対に仙石家は減封にな
る。四月一九日、その埋め合わせとして播州加東郡・
加西郡に一万石が与えられて、上田時代と同じ石高に
なった(表64参照)。

仙石家が上田城を引き渡す日は六月二日、出石城を
請け取る日は六月一日と決まった。引き渡しの日、

表 65 仙石家領となった旧小出大隅守領と播磨国新領村名

郡	村名									
気多郡	頃垣 東河内	栃太	本太	名色 椒	万場	山田	万却	水口		
美含郡	小川 南谷 轟切	神森 小	原丸 本九 草飼	御坊 芦阿	又岡 谷金	河内 林神 鬼谷 羽入	門下 須松	谷塚 谷本	須野 大谷 門通 宇日	桑野 金原 川田 久日
加東郡	菅田	久保	木古	川	下番	垂水	河高			
加西郡	常池 田	吉上 原	繁西 野大	昌々 朝満 牛	妻久 居	豊倉 鴨都	鶉野 笹倉 野	下宮 上野	中西	野南

仙石家中は年寄役荒木頼母・酒勾清兵衛以下二〇〇人余を城内に配置して、請け取り上使の入城を待つ。そしてそれに従って入城した松平家中に諸帳簿を引き継ぐと、即刻上田をたち出石へ向かった。藩主に随従して、江戸にあった家老仙石靱負はそこから出石へ向かい、先に準備のため派遣していた家臣が用意した宿割りに従って、宵田町吹田屋^{すいた}与兵衛宅に落ち着く。ほか藩士一同もそれぞれ町家や近在の農家に宿をとっていた。

出石城請け取りの上使、野々山源八郎・進喜太郎は六月一三日出石へ着き、一四日城内を巡覧、これに従った松平・仙石両家中の間で、内々に諸帳簿の引き継ぎを終え、翌日を待った。

一五日朝、大手門前に、家老仙石靱負(二五〇〇石)、年寄原市郎右衛門(三五〇石)、城代杉原主水(五〇〇石)、用人青木求馬(三〇〇石)、同格留守居加納八左衛門、郡奉行榎田庄右衛門(二〇〇石)、町奉行青江伊兵衛(二五〇石)、目付波多勘左衛門(二〇〇石)、山林奉行小林六郎兵衛(二〇〇石)ら諸役の代表が並んで、上使を出迎える。上使入城のとき、その下知に従って仙石靱負ら諸役の代表が入城、次いで城内に待機していた仙石家中は、松平

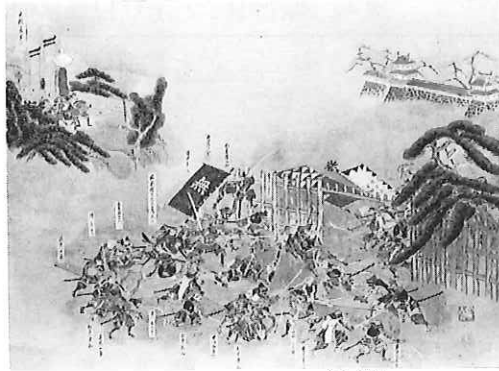


写真 206 小田原攻めに奮戦する無白旗・仙石秀久
(石田実氏蔵)

家中の案内に従って、城門・諸建物・蔵などに赴き請け取り行事は終わった。

松平（藤井）忠徳家の祖丹波国篠山城主五万石松平信吉の次男伊勢守忠晴は、一六四二年（寛永一九）駿河国田中に二万五〇〇〇石を与えられて藩祖となり、一六四四年（正保元）遠江国掛川（三万石）へ、一六四八年（慶安元）には丹波国亀山（三万八〇〇〇石・京都府亀岡市）へと移封のたびに増加され、さらにその子忠徳の代になって、一六八六年（貞享三）に四万八千石をもって武蔵国岩槻（埼玉県岩槻市）へ移り、一六九七年（元禄一〇）出石へ移ったのであるが、在城一〇年余にして、またまた加増のうえ上田へと移封したのであった。

一方、仙石家の祖は越前守（権兵衛）秀久である。織田信長ついで豊臣秀吉に仕えて武功をあらわし、讃岐国高松城一〇万石の城主に封じられたのであるが、九州征伐の折に秀吉の勘気に触れて領知を没収され、高野山に謹慎する。そのうち起こった小田原征伐に、秀吉に無断で従軍し、めざましい活躍を遂げて秀吉の勘気を解き、信濃国小諸に五万石を与えられた。

一六〇〇年（慶長五）の関ヶ原戦に際しては、秀久と三男忠政は東軍に属し、次男秀範は西軍に属して戦う。『仙石家譜』諸子譜に述べられている秀範の伝記は苦渋に満ちている。仙石家存続のためには、伝記上秀範

表 66 出石藩歴代藩主

藩主	襲封・退役年月日	役職・転封	死没年月日
前野長康	1585(天正13)・8 ~1595(文禄4)・7		1595(文禄4)・7・15
小出吉政	1595(文禄4)・8・3~1604(慶長9)	岸和田へ転封	1613(慶長18)・2・29
吉英	1604(慶長9) ~1613(慶長18)・3	岸和田へ転封	
吉親	1613(慶長18)・3 ~1619(元和5)	園部へ転封	1668(寛文8)・3・11
吉英	1619(元和5) ~1666(寛文6)・5・14	再封	1668(寛文8)・3・9
吉重	1666(寛文6)・5・14~1673(延宝元)・12・12		1674(延宝2)・1・18
英安	1673(延宝元)・12・12~1691(元禄4)・12・26		1691(元禄4)・12・26
英益	1692(元禄5)・3・11~1692(元禄5)・10・10		1692(元禄5)・10・10
英長	1692(元禄5)・12・11~1694(元禄7)・12・17		1694(元禄7)・12・17
英及	1695(元禄8)・2・14~1696(元禄9)・10・22		1696(元禄9)・10・22
松平忠徳	1697(元禄10)・2・11~1706(宝永3)・1・28	上田へ転封	1728(享保13)・4・晦
仙石政明	1706(宝永3)・1・28~1717(享保2)・6・6		1717(享保2)・6・6
政房	1717(享保2)・8・3~1735(享保20)・4・23	寺社奉行	1735(享保20)・4・23
政辰	1735(享保20)・6・18~1779(安永8)・7・24	奏者番	1779(安永8)・7・24
久行	1779(安永8)・11・6~1785(天明5)・9・17		1785(天明5)・9・17
久道	1785(天明5)・12・14~1814(文化11)・9・20		1834(天保5)・9・4
政美	1814(文化11)・9・20~1824(文政7)・7・14		1824(文政7)・7・14
久利	1824(文政7)・閏8・6~1869(明治2)・6・20	出石藩知事	1897(明治30)・6・6

版籍奉還

の名誉は失墜させておく必要があったからか、とも思われる。関ヶ原戦後、秀範は剃髪して宗也と号し閑居するが、一六一四年(慶長一九一〇)月二日、豊臣秀頼の召しに応じて大坂城へ入る。その翌月に冬の陣、翌年四月に夏の陣が起こる。敗れて秀範も最後を遂げるが、その「終わる所を知らず」と『仙石家譜』に記されている。場所は不明というのである。

大坂の陣後の一六二二年(元和八)に、仙石忠政は一萬石加恩され、六万〇〇八八石をもって上田に入封する。政俊の代にいたって、一六六九年(寛文九)弟仙石政勝に二〇〇〇石を分知したので、上田領は五万八〇八八石となった。一七〇六年(宝永三)に、これがそっくり松平忠徳に引き渡され、仙石家は上田にあること八四年にして出石へ移ってきたのである。これから幕末まで出石における仙石家の治世が始まる。

政房、政明の 移封時の指揮をとった
養子に決定 家老仙石鞞負は、藩祖

秀久の長男久忠の子孫であった。久忠は
壮年で失明したため家督を継がず京都に
隠栖し、その子仙石式部久治が上田に出
て家臣となったのである。以下、この家
を式部家と呼ぶことにする。久治には政

治、政忠と二人の息子があつた。この政治、政忠の子孫の間の勢力争いが、ずっと後に仙石騒動となつて爆
発するので、しばらくこの二家の関係について触れておきたい。

久治は家老として仕え、その死後は長男勘解由政治が式部家を継いだのであるが、一六七八年（延宝六）に
彼が没すると、その長男鞞負が一二〇〇石の家督を継いだ。この家から後に左京が出る。同時に政治の弟の
主計政忠が召し出され、新知三〇〇石を給されて年寄となつた。政忠は以後加恩されて七〇〇石となる。以
下、この家を主計家と呼ぶことにする。この家から後に仙石造酒、主計が出る。

藩主政明は、この支族二家を大事にし、それぞれの自宅へも訪れては土産物を贈っていることが『仙石家
譜』に見える。特に、主計政忠に長男が誕生したときには、万之助という名を与えて祝っている。ところが
一六八八年（貞享四）九月二〇日、政忠は突然江戸で没した。系図に「内実は諫言申し上げ切腹す」と書いて
ある。万之助（成人して伊織久貞）はまだ三歳であつた。政明はこの幼児にすぐさま七〇〇石の家督相続を許し、



写真 207 仙石秀久画像



写真 208 仙石(土岐)政友墓 (本高寺)

元禄七年には幼年席大名分という名目を与える。大名分というのは、政明の代に初めて現れる身分である。このころまでに政明は五人までも男子をもうけながら、いずれも誕生後間もなく死亡し、嗣子がなかった。したがって血縁の者を養子とする布石からこの身分がつけられたのではないかと考えられる。ところが、一七〇五年(宝永二)に、今度は式部家仙石靱負(政房)の弟仙石左兵衛政友が、大名分とされるのである。このことは、はっきり『仙石家譜』に記されているが、久貞については同家の系図だけに記され、『仙石家譜』には記載がない。主計家の久貞を養子候補からはずし、式部家の方へその資格が移ったと解釈できよう。これには式部家の当主靱負の働きが大きく影響しているものと思う。

その翌年、仙石家は出石へ移封を命じられる。このころ仙石家の財政は苦しかった。一六九七年(元禄一〇)から上げ米を実施し、一七〇三年(元禄一六)にはさらにそれを強化しているほどであるから、移封によって、いっそう財政は窮乏していたであろう。そのうえ、藩主には嗣子がなかった。かすかな望みにこたえるかのように、一七〇七年(宝永四)八月に九男熊次郎をもうけた。この子の無事な成長を願って政明は、その月に仙石靱負に命じ、伊勢・春日・住吉・愛宕・八幡の五社へ代参させた。しかしその祈り

も空しく、翌年六月九日熊次郎は死亡した。ついに政明は決心した。『仙石家譜』に

「政明五一歳、男子皆早世嗣子なく、家臣たりといえども支族仙石靱負は円覚院殿（秀久）の玄孫にして嫡流たるにより、養て嗣子とせんことを議し、七月十二日老中秋元但馬守喬朝の宅に至て願書出す」

とみえる。お家の難局を乗り切るに、実力者を養子にするを得策と判断したのであろう。ここに養子候補は三転して、仙石靱負に決着したことになる。靱負は政房と名を改める。時に三六歳であった。藩主の養子となつて政房はいっそう権力が高まり、その地位をもつて、引き続き藩政を直接指揮したに違いない。その表れがその年の末から始まる敵しい上げ米である。このことについては後に再び触れよう。

政明は一七一七年（享保二）に亡くなった。直ちに政房が襲封する。政房が藩主になつてみじめだったのが、主計家の久貞である。養子候補から外されたうつぶんを政房に向けたのか、一七二一年（享保六）九月には、病気を理由に御役御免を願ひ出る。系図に「内実は大雲院殿（政房）とはいとこの義、わけてはばからず御諫言申し上げ候に付き、御意にかなわず右願ひ差し出す」とある。当然家老である年寄役に任じられる家柄であるにもかかわらず、それには任じられず番頭ばんがしらにとどまつた。そのうえ一七二九年（享保一四）には四四歳と、いう働き盛りでありながら隠居申し付けられ、息子伊織久敬が相続するにあたっては、「父伊織（久貞）在勤中の趣、思し召しにかなわざるの旨仰せ渡され」、三〇〇石減知、四〇〇石とされた。

一方、政房の弟政友は一七〇九年（宝永六）には大名分年寄席、一七一九年（享保四）九月には政明の遺命ということで、一〇〇〇石加恩されて一五〇〇石となり、大老上席に任じられた。政房が宗家に入って召し上げられた家督を、事実上継承することを認められたわけである。大老上席とは後にも述べるように、政治上

の実権はなく、大老としての席次上の地位である。しかし彼の場合は、政房の片腕とされたため、特命を受けて実権も持った。ほかに大老には荒木恒則がいた。そして政房は家政を直裁（直接政務をみる）こととしていた。政房は、一七二一年（享保六）には幕府奏者番に任じられる。その後さらに要職を希望して画策するところがあつたのだらう。一七二九年（享保一四）に美含郡大庄屋弥吉が下目付福岡庄作に語っていることの中に、「殿様義御老中様か大坂御城代御勤被成、御所替と所々ニ而申候」というくだりがある。そして一七三四年（享保一九）に寺社奉行となる。だがその翌年四月二三日、在任中に死亡した。六三歳であつた。政房にもまた男子がなかつた。次々に早逝してしまつたのである。そこで生前の一七三二年に、支族である旗本仙石政因の七男陽之助を養子に迎えていた。三女増子に配して嗣子とするためであつた。政房の死とともに襲封する。政辰である。

仙石家家臣 藩士身分は大きく二つに分けられる。侍と足輕・中間の人数 とである。侍はさらに知行取りと切り米取り（蔵米取り）

に分けられる。知行取りとは、禄高が一〇〇石とか八〇石のように石高で示されている者たちで、切り米取りは何俵何人扶持、あるいは何石何人扶持で示されている者たちである。切り米取りの中に給金取り、扶持米取りも含めてよいだらう。

仙石家の場合、一七二一年（宝永八）当時、知行取り一四四人、切り米取り二二九人、給金取り一四人、扶持米取りが三三人、計四二〇人



写真 209 仙石政辰像（宗鏡寺蔵）

第2節 近世中期の出石

表 67 仙石家中禄高別人数 1711年(宝永8)現在

知行取り		切り米取り			
禄高	人数	禄高	人数	禄高	人数
1,700石	1	100俵 7人	1	8石 3人	1
1,125	1	70俵 6人	10	9石 2人	64
700	1	60俵 6人	5	8石 2人	1
500	4	50俵 6人	50	7石 3人	1
隠居 500	1	17石 5人	1	7石 2人	2
350	5	50俵 5人	18	22俵 3人	1
300	7	50俵 4人	1	小計 229	
256.25	1	15石 5人	1	給金取り	
250	8	15石 4人	5	10両10人 1	
225	1	50俵 3人	1	10両 8人 1	
200	18	15石 3人	1	1枚 3人 1	
180	1	13石 4人	5	1枚 4人 2	
170	1	12石 4人	1	7両 4人 1	
150	38	13石 3人	7	1枚 6人 8	
130	6	30俵 5人	1	小計 14	
120	6	11石 4人	2	扶持米取り	
112.5	1	12石 3人	5	25人 4	
110	1	35俵 3人	1	20人 5	
100	28	13石 2人	1	切手20人 2	
切手 100	3	10石 4人	3	隠居20人 1	
80	1	30俵 4人	6	15人 10	
70	5	11石 3人	3	切手15人 2	
60	5	10石 3人	3	10人 5	
小計	144	30俵 3人	1	切手10人 2	
		11石 2人	13	隠居10人 1	
		10石 2人	1	8人 1	
		9石 4人	1	小計 33	
		9石 3人	11		

史料：『出石江御所替之節書類』（出石神社蔵）。

注 1. 1人扶持は1石8斗。

2. 何人とあるは何人扶持のこと。

であった。これとほぼ同数か、少し多いくらい足軽・中間がいたようである。それは一八三六年(天保七)減知以後の統計を記したとみられる「子保山事」(町立史料館蔵)に、次のように記されていることから推定できらる。

御家中並小頭以下人数(ただし当主の計)

一御侍・小役人・徒士・小頭以下御中間合七百八十七人



写真 210 小諸城大手門 (小諸市 土屋正衛氏提供)

内御侍
二百五拾九人〔御年寄御用人十人、御旗奉行ヨリ御目付格迄六十四人、御普請奉行ヨリ御金役席迄十二人、御馬廻七
小役人 六十三人
徒士 三十人
小頭以下御中間迄 四百三十五人
徒士以上が三五二人いる。表67には、これに相当する人々がほぼ含まれているとみられる。この割合から推すと、足軽・中間は四二〇人よりかなり多い、少なくとも五〇〇人以上はいた、とみなければなるまい。

侍の中では知行取りが最も中核である。したがって真の侍と呼ばれるのはこの人たちをいう場合もある。知行取りは、もともと禄として土地を与えられていたのであるが、時代が進むにつれ、藏米支給が多くなった。仙石家もこの例にもれず藏米支給に変えた。その場合、禄高そのまま支給されるのではない。なぜなら禄一〇〇石というのは、一〇〇石の土地を給されたことを意味するので、この中には、百姓取り分も含まれているはずである。そこで禄高の何割かが実支給高になる。その割合は藩によって異なる。仙石家では、小諸時代には六ッ物成といって禄高六割支給であったが、上田時代には四ッ半(四割五分)

におとし、一六八六年（貞享三）からは四ツすなわち四割支給としていた。豊岡藩・村岡藩も同じ率であった。切り米取りは、表示額そのままが支給された。ただし一俵は三斗九升、一人扶持は一日約五合の割合で一年分の食糧高すなわち一石八斗であった。これを組み合わせての禄の段階が定められていた。それを一覧する史料があるので、表67に掲示した。なお、切り米取りも割合をもって上げ米が令せられたのであるが、足輕・中間にはこれがなかった。この意味もあってだろうか、一七七二年（明和九）江戸屋敷類焼を機に、足輕・中間らの切り米一俵は三斗五升に改められた。

家老陣と馬廻り・小姓組

次に家政をとりしきる役職機構の主な機関について述べておこう。まず家老（執政陣）である。これには大老（大老席・大老上席）・年寄・中老があった。このうち、大老が狭義の家老で、年寄・中老らが執行する藩務を指導・監督する立場にあった。出石入封後の仙石家中では、最高の禄を受けていた荒木家と、主家の支族である仙石政友の子孫、仙石久貞の子孫の三家がこれに就任できるならわしとなっていた。大老には大老席、大老上席という地位が付属していた。名目上大老に準ずる地位であって年頭・五節供等の諸儀式においては大老として扱われる。ただし政治上の実権はないのであった。けれども、「御政事向大要の処、相心得申すべき事」という特命が出れば、大老同様の職務権限を行使できた。大老席は、大老就任前に補せられる。この地位にあって特命を受けた場合、大老本席と呼ばれるようになるのは、一九世紀初めの文化年間からである。大老上席とは大老退任者に与えられる地位である。前官待遇の措置というところだろう。けれども大老上席が初めて設けられたときは必ずしもこのような意味ではなかったようである。最初に大老の職名を冠せられた人は荒木帯刀恒重で、一六六四年（寛文四）のことである。出

石入封直後には、息子の荒木玄蕃恒則が代わって大老に任じられるが、この人の在任中に藩主政房の実弟仙石左兵衛政友が大老上席に任じられる。政友の禄は荒木家より少なかったが、序列は恒則より上位に位置付けられた。これに伴い、政友は大老経験者ではなかったけれども、大老上席とされたのだろう。なお、大老就任者については、第四節の1、文政の改革と仙石騒動のところ、さらに詳しく述べる。

年寄は五、六人あって、月交代に当番を決めて家政を執りしきった。いわゆる執政である。大老席以上は、月番には当たらずともよかった。ときに中老が任命されて執政陣に加わることもあった。『御用部屋日記』は年寄・中老の執務日記である。執政陣を補佐する役が用人であった。郡奉行は代官―大庄屋を通じて農村部を管轄するもので、年貢徴収が重要な職務であった。町奉行は出石の城下町を管轄、寺社奉行を兼ねた。勘定奉行は財政担当である。目付は家中の監察にあたった。

以上は、藩の管理系統諸役所の機関を概観したのであるが、これらに出勤している人々をも含めて編成されていたのが軍制組織である。郡奉行、町奉行などに就いている期間はその職務に精励するのであるが、それが免ぜられると、もとの軍制組織の一員に返り、訓練に励まねばならない。彼ら諸士の軍司令官ともいべき職責が番頭ばんがしらである。

『仙石家譜』一六九七年(元禄一〇)八月二日の項に、「今までは老臣等に諸士を預け置くといえども、政事多端なるが故、改めて番頭を置いて組々を附属す」と記されている。一六三七年(寛永一四)の御侍帳(町立史料館蔵)を見ると、御先手三組、御物頭衆、御跡組二組に諸士が組み分けられていて、一組当たり二五〇〜三〇人ほどで構成されている。そして五〇〇〜一〇〇〇石程度の禄高の人が、それぞれの組の長となってい

第2節 近世中期の出石

表 68 仙石家役職名一覧

御		侍	小役人席
知行	取り※	※り米取り	
大年	老寄代	普請奉行	台所日付
城中	老頭	作事奉行	次 祐 筆
番小	姓頭	歳元締	勘定方手伝
用側	人頭	免定頭	買物吟味役
旗奉	人行	膳番	賄 役
近所	物頭	近所納戸	徒士日付
先手	翰役	小引更役	普請方
書郡	奉行	金別当	側方手伝
町(寺社)	奉行	厩 別	藏 下 役
勘定奉行	居	近 習	丹生浦番
留守奉行	船奉行	馬廻り	買物方
浦手惣船奉行	頭奉行	奥近習	江戸 扶持役
徒士定奉行	次居	小姓組	櫓方手伝
取京留守居	付目付	用人支配	錠前番
目郡(勘定)	目付	地方役官	料理人
		代 官	狩場懸り
		取締頭取	飼料方
		平勘定役	爪髪役
		警固小姓	居間付
		中 師	清水茶屋懸り
			小役人
			徒士番
			門番
			詰番

史料：「御大工福富仁右衛門覚書」（福富久也家文書）。

注：※は筆者が推定により分類して付した。

るのであるが、これが解散されて番頭支配のもとに何組かに編成しなおされたわけである。その青年部組織ともいえる組に二つの種別があった。馬廻り組と小姓組である。組数・人数についての史料が見当たらないので、規模を明らかにすることはできないが、それぞれ何組かあった。この二つの組のどちらに編入されるかについて、桜井東門の日記「東門日乗」に次のような記事があるので紹介しておこう。

（文政三年二月三〇日）当年ハ門松ニタ門建て而皆々喜悅無限也、但し 公ノ掟ニ御目付以上ノ子供ハ御馬廻へ被召出以下ノ子供ハ御小姓組へ被召出例也、然ルニ大友七左衛門御使番ノ時、弥八被召出ヤハリ御小姓組也、夫故此度一太郎被召出も右ニ準し御小姓組と皆々存居候、我等は一心決定して堂々タル聖人治国安民ノ道ヲ左様ニ卑シシ御取扱ひ有之候ハへ、即日致仕（隠居）して名山大川ニ逍遙自適いたし度くと存詰メ、此旨政事堂へも前達而申達シ置候処、先々右通り平

士並ノ御取扱ひニ相成、我聖人之道卑しく相成不申、我等勤仕もいたし難有存候也、

桜井東門は息子一太郎が馬廻り組に編入されて、これほど喜んでいたのである。表68「仙石家役職名一覧」は、役職の高い格のものから順に記されているように見受けられたので、その全部を登載した。この後の参考に供するためである。このなかで目付以上は知行取りが、普請奉行以下は切り米取りの人たちが就く役職、というのではなからうか。前述の「東門日乗」の記事に、目付以上を平士としてのことから、このように考えられる。

上げ米に頼る藩財政 松平忠徳が武藏国岩槻から出石へ移ったとき、松平家は一〇か年賦返済を条件に五〇〇〇両を借金し、例えば知行取り一〇〇石は一五両、以上は一〇〇石

増すごとに六兩増しという割合で引越し手当を支給している。丹波国亀山から岩槻へ移るときにはその倍であったという。さすがに出石から上田へ移るときには、前の移封時の借金がまだ全部返済できていなかったらうから、引越し手当は支給していないようである。

移封ごとに加増になった藩は、移封もそう苦にならなかったらうが、仙石家は一六九七年(元禄一〇)から上げ米を実施し、一七〇三年(元禄一六)にはさらにその率を強化し、三年経たところで移封を命じられたのであるから、家臣たち引越し手当を支給する余裕はまったくなかった。むしろもっと借り上げたかったほどである。



写真 211 岩槻城黒門 (岩槻市提供)

第2節 近世中期の出石

表 69 出石藩財政規模

〔歳入〕		享保9～11年 3か年平均 (1724～26)	宝暦11～安永4 5か年平均 (1761～75)
		石合 33,921,287	石合 32,744,406
内訳	米	30,409,582	
	大豆	3,511,705	
引き高	検見心付		255,974
	心付類物	864,980	45,922
	定引物	864,980	1,118,531
計		864,980	1,420,427
実収納高		33,056,307	31,323,979
〔歳出〕			
藩士禄米給付高		16,349,100	
財政方へ納入高		16,707,207	

史料：(享保9～11年)『享保年中勝手方覚書』。

(宝暦11～安永4年)『出石江御所替之節書類』
(出石神社蔵)。

では出石藩仙石家では、年間に収納する米・大豆の内どれほどが、藩の費用として使用できたのかをまず概算してみよう。表69「出石藩財政規模」において、一七六一～七五年(宝暦一～安永四)、一五か年平均の方に注目されたい。一七二四～二六年、三か年平均の方は強度の上げ米実施期間中で財政要求が強かったらしく、引き高があまりに少ない。したがって宝暦と安永の方が実収納高を正確に

表しているとみられるからである。

これによると、実収納高は三万一三二三石余である。このうち藩士たちへ禄として支給する高は、江戸交代、江戸詰め手当をも含めて二万一五〇〇石余である(表70)。差し引き一万石余が藩主ならびにその家族の生活費、諸役所運営費に使える額であった。現在の米穀価格をこれに乗じてみると、およその財政規模が想定できよう。しかし臨時出費を余儀なくされることがあれば、たちまち赤字になったようである。そのため、相次いで藩士の禄を借り上げる、すなわち「上げ米」を実施したのであった。

出石移封後最初の上げ米令は、政房が藩主の養子に決定した年、すなわち一七〇八年(宝永五)の暮れに発

第5章 近世の出石

表 70 1711年(宝永 8)発令上げ米高 (半知の場合)

禄 別	支給高	上げ米高	満額支給の場合	人数
知行取り	5,929,237 ^{石合}	3,070,663 ^{石合}	8,999,900 ^{石合}	144
切り米取り	4,113,647	499,317	4,612,964	229
給金取り	174,950	11,227	186,177	14
扶持米取り	682,800	180,480	863,280	33
給金6兩以下	2,180,200	0	2,180,200	不明
切り米6石以下	63,580	0	63,580	〃
小頭・足輕・中間	3,854,190	0	3,854,190	〃
諸杉別当・町名主	36,000	0	36,000	〃
	17,034,604	3,761,687	20,796,291	

注: この外に、江戸お供の面々の交代に要する手当として149石、江戸詰め無足小役人までの江戸交代に要する手当として51石、定江戸並びに詰め面々知行取り江戸扶持として520石、合計支給高17,754石604合。

せられた。それについて『仙石家譜』に「先年来公務打ち続き繁多のうへ、移封の費用夥しく、しかのみならず年々租税の入るところも上田を領せし如くならされハ、老臣はしめ諸有司等と内議の上、止む事を得ず、十一月二十八日、諸士の禄秩を借りて国用を給さん事を命し、且儉約の令条を下す」と記してある。この時の上げ米は、『出石江御所替之節書類』に「御扶持方ニ成ル」とあるように、知行取りの禄は残らず借り上げて、家族分だけ扶持米を給付するという厳しいものであった。後に仙石左京がこの方策を踏襲する。その適用期間は宝永五年九月から翌年いっぱいであった。

一七一〇年(宝永七)からは三ツ物成りにゆるめられる。

満額支給が四ツ物成りであったのだから、その四分の一が借り上げられたわけである。そして翌年からは半知となる。この意味を述べる前に、以上のように目まぐるしく変わった上げ米率の変化を、一応、年表ふうにまとめておこう(『出石江御所替之節書類』)。

- 一七〇八～九年(宝永五～六)
- 一七〇九年(宝永七)
- 一七一〇～二一年(宝永八～享保六)
- 一七二二～二三年(享保七～八)
- 一七二四～二五年(享保九～一〇)
- 一七二六～三九年(享保一一～元文四)
- 一七四〇～五一年(元文五～宝暦元)
- 一七五二年(宝暦二)以降
- 一七五三～六四年(宝暦三～明和元)
- 一七六五年(明和二)
- 一七八一年(天明元)
- 一七九一年(寛政三)
- 一七九七年(寛政九)
- 一七九八年(寛政一〇)

残らず借り上げ、扶持米給与、

三ツ物成り、

半知 無足以下新歩引き増し、

三ツ物成り 無足以下新歩引き、

半知 無足以下新歩引き増し、

三ツ物成り(家譜)、

本知に復す(家譜)。

小切り米(六石以下)まで含め上げ米一〇〇〇石程度、

此の間さまざま、一〇〇〇石程度が用捨、

江戸屋敷類焼により、侍以上一〇〇〇石余上げ米、ただし毎暮れ御

心付け米・塩下さる。小頭以下(足輕・中間) 御切り米一俵三斗五升

入りになる。以後毎年一〇〇〇石程度上げ米は続けられたのである

う。次の年は特に用捨と、記してある。

久行入部により上げ米用捨、

一か年本知を与う(家譜)。

米年(寛政一〇年)より上げ米用捨、本知に復す(家譜)。

知行取り、地方知行となり、村割り下さる。

以後しばらく上げ米は途切れる。では、上げ米によってどの程度の米が借り上げられるのだろうか、半知を例にして、ほかの場合を推し量るよすがとしよう。半知とはいっても全部が半分になるというのではない。一七二一年（宝永八）の場合、禄高一七〇〇〜一七〇石が二ツ物成りすなわち半知で、八〇〜六〇石は三ツ物成り、この間は四段階に分かれて上げ米率は少なくなる。切り米取りは三割〜一割減である。少額の俸禄者からは借り上げない。

そしてその借り上げ総額は表70に示したように、三七六一石余、満額支給に対して一八パーセントばかりにあたる。半知ということばの響きほどには、借り上げ総額の割合が多くないことに驚くだろう。結局、上げ米は知行取りが負担するものだといってよい。この場合も上げ米総額の八割ほどは彼らによっている。狭義の侍とは知行取りを指す意味がよく理解できよう。三ツ物成りになれば高禄者も低禄者も同じ上げ米率になるので、高禄者が有利になり、上げ米総額も半知の場合に比べ少なくなる。二五〇〇石ほどではなからうか。一〇〇〇石程度の上げ米は半知の場合の四分の一ほどということになる。

仙石政展の 仙石政房の母貞雲院は、仙石家の支族旗治世 本仙石和泉守政因（二〇〇〇石）の妹であ

った。政辰は政因の七男であるから、政房はいとこを養子に迎えたわけである。政辰が襲封したのは一七三五年



写真 212 貞雲院墓（本高寺）



写真 213 『但馬考』(写本)

(享保二〇)六月一日、一三歳のときであった。それから五年後の一七四〇年(元文五)に、上げ米を停止することを令する。『仙石家譜』に、「七月一日連年諸臣らが秩禄の内を減せしに、向後は家督相違なく与うへし、然りといへども其親々の勤方、或ハ其子の行跡に依てその沙汰に及ぶべきの間、兼て相心得置くべき旨を令す」と記してある。勤務評定によって禄を上下する、平たくいえば給与を改訂すると宣告したのである。

一七四五年(延享三)正月に政房の三女増子と結婚する。そして三月には政房晩年の子、金五郎政芳へ一七三三年(享保一八)生を養子とする。政辰より九歳若く、当時一三歳であった。政辰の配慮が理解できよう。一七五〇年(寛延三)正月には、家政を直裁する旨を宣言する。

その翌年、仙石久貞の子久敬を勝手方がかり年寄に任じ、一七五二年(宝暦二)には、藩士たちから一〇〇〇石程度を借り上げる。上げ米を停止してから一二年目、藩の台所は上げ米なしでは賄い切れない体質だったのである。以後この程度借り上げる年が時々あったという。そして一七五三年

(宝暦三)には領内に五〇〇〇両の御用銀を申し付ける。一七六四年(明和元)には奏者番を命じられる。一七六八年(明和五)一月二〇日、下郷一三か村の農民が強訴ゴウソにおよんだことについては後に述べよう。

政辰は学問にも関心をもつ藩主であった。一七五〇年(寛延三)三月、桜井善蔵に但馬の故事編集を命じる。

善藏はこれを三巻にまとめ、翌年一月二五日『但馬考』と題して進上した。また『封内明細帳』『封内神社帳』編集も命じる。これらは次節においてしばしば引用する。一七七五年(安永四)には城内に仮学校を設け、桜井善藏の養子桜井俊藏に講義を行わせた。出石藩校の始まりである。

その他、政辰の治世中に起こった主な事件を、年表ふうに掲載しておこう。

一七四四年(延享元) 四月三日 宗鏡寺町より出火、侍屋敷六軒、医師三軒を含め町家二四六軒類焼

一七四七年(延享四)

播磨国加東郡領知二九三六石六九四合が召し上げられ、七月一七日に代知として美作国(岡山県)勝南郡に、込み高三三四石〇三九合が加わった

三二七〇石七三三合を与えられる。

一七四九年(寛延二) 六月一五日 谷山裏町一帯火災、会所一軒、侍屋敷三〇軒、長屋三軒、番所一か所、

寺四か寺、町家一一三軒焼失。

一七五九年(宝暦九) 四月二九日 鍛冶屋村より出火し、侍屋敷六軒、百姓家一一一軒、町家七六軒、寺一

か寺類焼。

一七六三年(宝暦一三)

播磨国加西郡領知七一五二石一五九合の上げ知を命じられ、五月四日に丹後国(京都府)竹野郡九か村、熊野郡一二か村、七一五二石一五九合が

代知として与えられた。

政辰のいま一つの事跡として、仙石主計家の好遇が挙げられる。久貞の子仙石伊織久敬は、政辰襲封二年後の一七三七年(元文二)年寄に任じられ、一七三九年には二〇〇石加恩されて六〇〇石、一七四七年(延享四)

表 71 美作・丹後国新領村名

郡	村名						
美作国 勝南郡	入田 百々	明見 周佐	岡	為本	金井	中原	(3,270石733合)
丹後国 熊野郡	芦原 鹿野	谷 平田	海士 三分	坂井 老分	油池	神崎	葛野 (4,368石352合)
丹後国 竹野郡	高橋 竹野	吉沢 筆石	神主	力石	市之段	大山	宮 (2,783石880合)

には七〇〇石と、元の禄高にかえった。そして一七五一年(宝暦元)には勝手方がかりに任じられたことについては前述した。さらに一七五五年には八〇〇石、一七五七年正月には一〇〇〇石とされ、同年一〇月には大老席に任じられる。特命を受けて、引き続き勝手方がかりを担当する。晩年の一七七五年(安永四)一二月には晴れて大老となる。

仙石久敬が大老職になったとき、ほかに大老に仙石三次久長と荒木玄蕃恒敬がいた。珍しく三家がそろって大老に任じられた時期である。久敬は一七七七年(安永六)六月に江戸で病死する。六二歳であった。久敬の大老職就任は、功績に対する顕彰の意味が込められていたのであろう。久敬の後には嫡子内蔵允久賢くらのすけひさかたに相続が許されるが、同時に勝手方がかりを命じられる。この家が仙石家の財政主管家のようになった。主計家は政辰によって、仙石支族としての扱いを受けるようになったのである。

政辰が養子にした政芳は、一七五三年(宝暦三)に没する。その翌々年、正室に長男が誕生する。結婚後一〇年を経て初めて生まれた男子である。よほどうれしかったらしく、領民に若殿誕生祝いが与えられる。出石郡下郷には銀三枚が分配されたという。一七六〇年(宝暦一〇)には二男が誕生する。ところが一七六七年(明和四)には長男が、続いて一七七〇年(明和七)には二男が他界する。ここに至って同年一二月、政辰の二女明子に配することを予定して、支族の旗本仙石丹波守久近(二〇〇〇石)の二男友之助を養子に迎えること

久行が襲封して五年目の一七八三年(天明三)七月に、小笠原左京大夫・内藤備後守・岡部美濃守・有馬大之進らとともに、尾張・美濃にまたがる木曾川・佐屋川・筏川と伊勢国鍋田川の堤防改修工事を命じられた。出石藩では総奉行に荒木助左衛門、副奉行に金沢四郎太夫・神谷七郎右衛門を任じて、江戸における幕府との折衝にあたらせ、現地には場所奉行として会田岡之丞・加納新五兵衛以下藩士二人、足軽・中間二〇人を七月一四日に派遣した。工事は八月二日までに完成、一〇月一〇日までに、この普請に要した分担金八三二・三兩一步を上納した。金一兩はほぼ米一石に相当する。先に藩士らに支給する禄米を除いて藩用に供し得る高の推計を行ったが、これと工事分担金とを比べてみると、その圧迫感が想像できよう。

このとき領民らは「殿様御機嫌よく御勤め遊ばされ候ように」と、一宮社(出石神社)において祈願祭を行ったことが、「坪井村庄屋日記」(中山三郎家文書)に記載されている。翌年一〇月に久美浜一揆が起り、代官所から救援を求められて出動するが、これについてはこの後に、詳しく経過を述べよう。鎮庄側の史料(「久美浜一件覚書」井上美寿恵家文書)ではあるが、出動人員の構成、鎮庄経過などをおして、武士の暮らしの一端がよくうかがい知れるからである。

久行は二五歳の四月に政辰の二女明子と結婚するのであるが、その前年すなわち一七七四年(安永三)に側室に男子をもうけ、土岐鉄之助と称させていた。ところが、正室に子が生まれないうまま、一七八五年(天明五)九月一七日、久行は三三歳の若さをもって出石に没する。この年一二歳になっていた鉄之助をまだ世嗣とは定めていなかった。そこで久行の喪は伏せたまま、急病のため鉄之助に相続を許されたいとの願書を幕府へ提出、その許可がおりたのち、一〇月一四日をもって久行の喪を發表し、二二日に出石経王寺に葬った。そ

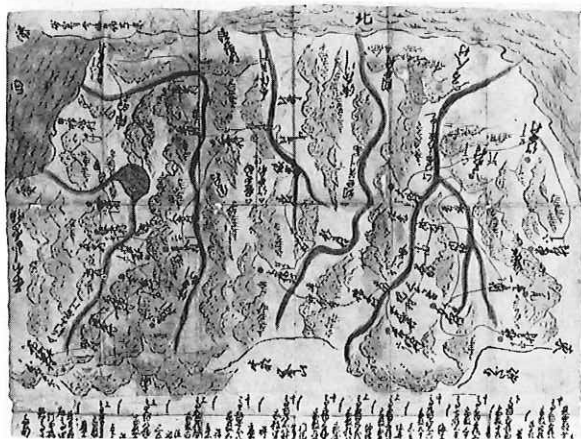


写真 214 丹後国領内絵図 (福富久也氏藏)

の治世は七年を満たないわずかな期間であった。鉄之助は世嗣ぎとなつて仙石久道と名を改め、一二月一日に襲封する。

久美浜領内一
揆鎮庄に出動

久行在世中の天明年間に入って、全国的に連年凶作が続いたことはよく知られている。農民の不安は大きかった。そして各地に一揆が頻発した。そんなおり、一七八四年(天明四)

一〇月九日の午後八時ごろ、久美浜代官真野四郎左衛門から緊急の書状が出石へ届いた。「一筆啓上致し候、然らば拙者御代官所丹後国村々百姓ども、去る卯(天明三)御年貢銀不納願、そのほか惣代百姓ども不取りはからいの旨申立て、昨日の夜徒党致し、強訴に及び候ニ付、品々利害申し聞かせ候えども、相鎮まらず、不届に及び候、依つて御人数早々差し出され、御取鎮め御座候様存じ候」というのであった。

藩主久行は参勤のため江戸にあった。そこで大老仙石久長が総指揮をとる。午後一〇時ごろ出役の者たちが大老宅へ呼び寄せられ、用意でき次第出発するよう命じられる。一揆が起こっている場所は、二〇年ほど前に出石藩領知となった村々と入り交じっているあたりである。このため出石藩としては神経をつかったのである。鎮庄軍に先立って熊野・竹野

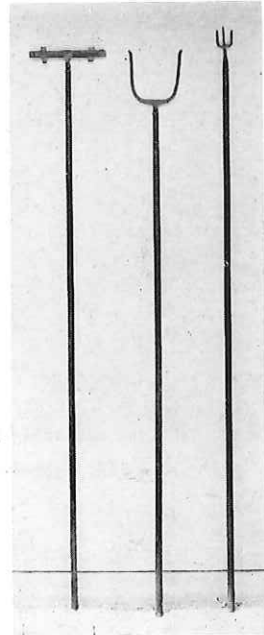


写真 215 三ツ道具

二郡の代官熊谷与市は駕籠かごで出発し、久美浜より少し北にある神崎村に向かった。後続部隊に必要な兵糧を調達し、その他諸事差し支えのないよう準備を整えておくためである。一番手は一〇日午前三時ごろ出石を出発した。その陣立ては物々しい。

一行に先立って、郡奉行徳永半左衛門が騎馬で具足・槍持ち・草履取り各一人ずつ、若党四人、馬取り二人、さらに両懸け挟み箱、沓籠くわご・合羽籠かほご持ち各一人ずつを従え、前に仙石家の家紋の入った一張りど、我が家の家紋入りの高張り提灯ちようちんを押し立てて出発した。

その後が一番手が続く。侍七人、医師一人、賄役一人、徒士目付一人、徒士五人、家中手人一〇人、小頭七人、足軽七九人、中間四九人、人足一二六人、計二八六人、半左衛門一行を合わせると三〇一人の大部隊であった。装備は鉄砲三〇挺、物頭工藤仁兵衛と伴四郎左衛門が一五挺ずつを、弓は一五張り、物頭西山平左衛門がそれぞれ指揮した。そのほかに長柄ながへ（槍）一〇本、三ツ道具（罪人などを捕える時の道具で、突く棒・刺又・袖搦そでがらみの三種）、棒二〇本、幕、縄、手鎖ていさなどを装備していた。目付一人と馬廻り組三人の侍たちが、分担して彼らを指揮したのであろう。侍七人はいずれも騎馬で、供廻りは半左衛門の場合と同様であった。

この部隊の構成からみて、藩全体の足軽・中間の数の多かったことが想像できよう。出立の際の服装は、騎馬の者が常の羽織に踏込み着用、小頭・下目付は御紋付き陣笠に御紋付き絹羽織、足軽以下家中手人は御

紋付き陣笠、それに足輕は御紋付き絹法被はつぷ、中間その他は木綿法被、威儀を整えた出陣風景である。これを着替えて活動しやすい服装に変えたのは、穴見市場村庄屋伊右衛門宅であった。この谷を登って熊野郡口三谷村へ越し、午前一〇時ごろ久美浜へ到達した。

徳永半左衛門は直ぐさま陣屋を訪れ、使者の役目を果たすと同時に代官の指示を受ける。それによると、熊野郡は大体治まったようだが、竹野郡はまだ不穏な所がある。そこで出石藩一番手は二手に分かれ、一手は日本海岸の間人村たいき(現京都府丹後町)方面へ、一手は木津通り(竹野川中流域、現京都府弥栄町)へ向かってほしというのであった。そして、特に一揆勢に狙われているらしいのは、竹野郡では西谷村源右衛門、芋野村孫左衛門、堤村八郎右衛門、上野村祐助、与佐郡では本庄浜村太郎助、大嶋村利右衛門らであると知らされた。

このとき、飛び道具(鉄砲)の使用については特に念をおしている。「久美浜一件寛書」に、「万一百姓ども不法に及び相治り難く候わば、飛び道具相用うべき哉の段、四郎左衛門様へ御直に相伺い候」これに対し「時宜に応じて取りはからい候よう仰せ聞かさる」。場合によっては使ってもよいというのであった。

このころ周辺の諸藩から出動していた軍勢は、次のとおりであった。

峰山藩京極家(二万一〇〇〇石) 一番手九〇人余、二番手六〇人余、二

番手は久美浜へは行かずに、直接中郡



写真 216 足輕陣笠

の鎮庄に向かう。

豊岡藩京極家(二万五〇〇〇石) 八、九〇人ほど。

宮津藩松平家(七万石) 一番手八〇人ほど久美浜到着、二番手八〇人ほどは途中で引き返す。ほかに与佐

郡へ二〇〇人ほど出動し、同郡を固める。

そして、豊岡藩は久美浜陣屋を警固し、出石藩は竹野郡、峰山藩は中郡、宮津藩は与佐郡を取り鎮める手はずに決まった。出石藩勢一番手は午後五時ごろ久美浜を出た。しかし、折から風雨が激しくなり、日も暮れてきたので、神崎村光雲寺にしばらく休息し、夜半ごろそこを出発した。そして竹野郡高橋村に至って二手に分かれ、伴四郎左衛門・西山平左衛門・加藤四郎兵衛・太田忠兵衛らは、峰山方向の木津通り(竹野川中流域)へ向かい、工藤仁兵衛・谷津助太夫(目付)・堀清蔵・永井玄機(医師)らは、海岸部の間人村へと向かった。

伴四郎左衛門の組は一日午前四時ごろ芋野村へ到着した。そこには、すでに峰山藩兵が繰り出し警固に当たっていた。そこでの情報に、少し北にある黒部村が気遣いであるというので、出石藩はそちらに向かい、一日夜は同村安養寺に止宿した。風聞によると、同村庄屋孫左衛門家とその夜あたり襲われそうだというのであった。そこで村はずれに陣をしき、物見の足軽を付近の村々へ派遣して警戒に当たったが、不穏な動きは認められず、夜半には引き揚げ見回りだけを厳にした。翌朝まで異常はなかった。一二日朝、その旨を久美浜へ注進しようとしていたところへ知らせが入り、竹野郡は鎮まったようだからひとまず久美浜へ引き揚げられたい。帰路は中郡通り(現国道一七八号線)とし、二箇村(現京都府峰山町)に出役中の代官所手代勝部

三五兵衛に面談されたい、というのであった。

次に、間人村へ向かった組の動きに目を移そう。一日明け方、一行は間人村に着いた。そこでの風聞に、隣村吉永村(現京都府丹後町)庄屋源右衛門の家が昨夜襲われ、打ち壊されたということである。しかし確かめるうちに別条はなく、むしろ今晚あたりが甚だ危いので出役してほしいという村役人の注進であった。

出石藩兵は午後八時ごろ吉永村に入った。様子を聞くと、昨晚は村中一睡もせず、諸道具を片付け用心していたという。一行は同村円福寺に止宿し、見回りを厳にし心配していたが、何事もなく朝を迎えることができた。すると間もなく、二〇〇人ばかりが近村に集まり、吉永村目がけて押し寄せて来るという風聞が入った。急ぎ物見を派遣したがデマであった。この種の風聞がいろいろ乱れとんでいたという。その日の午後四時ごろ、木津通りに向かっていた伴四郎左衛門から、中郡通りで久美浜へ引き揚げるようにとの書状が届いた。しかし吉永村が不安であったので、夜中までそこに留まり、安全を見届けたうえで出発する。

二番手の出 一番手が出石を出発したのは、一〇日午前三時ごろであった。そして午前一〇時ごろには、**動** 情勢によっては火急に二番手の出動があるから、その用意をしておくようにとの命が伝えら

れる。いよいよ、一日日正午ごろ二番手に出動命令がくだる。この出動は、久美浜代官所からの直接要請に基づくものではなく、出石藩執政陣の判断に基づくものだったようである。

その構成人員は、侍六人、すなわち物頭(鉄砲)拓植左仲、物頭(弓)高山貞右衛門、目付小林源太夫、馬廻り組井上専助・岡部源藏・渡辺喜左衛門、賄は一人、徒士目付一人、徒士三人、家中手人八人、小頭七人、下目付二人、足軽五七人、中間三六人、日雇人足一〇八人、計二二九人であった。鉄砲二〇挺、弓一〇張、



写真 217 久美浜代官所跡 (京都府久美浜町)

長柄一〇本などを装備していた。彼らはそろったところで大老仙石久長宅に集められ、訓示を受ける。この後、直ぐにでも出発したいところだったが、侍どもの乗る馬をそろえるのに時間がかかり、深更におよんでしまった。馬は一番手に八頭出ている。二番手に六頭を要する。直ぐに利用できる馬がこれだけの数飼養されておらず、領内の馬持ちから徴発するのに時間を要したのであろう。

出発は一二日午前二時ごろであった。大老・年寄らは大手門先に出て見送った。経路沿いの村々からは農民らが出て、たいまつを燃やし道を明るくする、村役人らは村境まで送り継いでいった。一行が穴見市場村伊右衛門宅に着いたのは、明け方近かった。ここで戦闘用に服装を整え、出発したのは午前六時過ぎであった。坪井村庄屋日記に、「御物頭・平土・御目付御侍、数多弓鉄砲、いづれも騎馬、高張・幕・そのほか御備え道具品々御持参、まことにおびただしき御事」と記してある。

ところが、久美浜代官所は、出石藩二番手の出動はもう必要なしとみて、出石へ要請していなかったらしい。そこへ徳永半左衛門を通じて、出石藩二番手はすでに出石を発しすぐ近くまで来ている旨の知らせを受けた代官所は、半左衛門へ出動断りの口上を伝えた。半左衛門は久美浜を出て一二、三丁行ったところで二番手に会い、代官所の意向を伝えた。全員は、そこにたむろしたまま動きがとれなくなった。拓植左仲は騎馬で急ぎ出石へ引き返し、執政陣と評議する。その結果、竹野郡からはまだ引き揚げておらず、治まってい



写真 218 西方寺（京都府久美浜町）

ない様子であるから、お断りは受けたけれども出動して来た旨を、申し述べるよう命じられた。

そして、半左衛門は代官所へひと足先に赴き、左仲は全員を引き連れて、久美浜入り口太刀の宮松並木まで移動して待機した。正午ごろ代官所からの使いとして、糺屋喜兵衛がやって来たので、その案内によって二番手一同は久美浜西方寺へ入る。左仲は代官所へ出向いて出石藩執政陣の口上を伝える。代官真野四郎左衛門はこれを謝し、次いで、竹野郡は治まったようであるから引き揚げるよう命じたのであるが、熊野郡に四、五か所詮議しなければならぬ村がある。折角御人数を繰り出してもらったのだから逮捕に向かつてもらえないか、遅れると逃散のおそれがあるから、なるべく早く願いたい。ついでには、出石藩は二手に分かれて二

か所へ、豊岡藩も二手に分かれて一手はそのまま代官所の警固に、一手はもう一か所の逮捕に出てほしいというのであった。目指す個所は

友重村・品田村・新村へ 拓植左仲・高山貞右衛門・黒部源藏

永留村へ 徳永半左衛門・小林源太夫・井上専助・渡辺喜左衛門

女布村へ 豊岡藩

以上である。出石藩二番手一行は、同日（二日）午後四時ごろ西方寺を出た。久美浜の町を出た所で徳永半左衛門は一同に訓示する。「いづれも粉骨を尽くし、出精をいたし、一五歳以上の男いちち召し捕り候よう申し付ける」。橋爪村で二手に分かれる。

永留村に向かった半左衛門の組は、村の入口に弓・鉄砲・長柄を配置し

て取り囲む。それから村に入り、周りに小家の建ち並ぶ空き地を見付け、逮捕者收容場所を作る。ここも裝備の武器で固める。鉄砲にはすべて弾を込め切り火繩には火を付けさせておく。そして徒士・小頭・たいまつ足軽・会所組の者一同、一斉に村に入り込ませ、家ごとに吟味して召し捕え、收容場所へ連れて行く。そこで名前を手帳に記す。こうして午後八時ごろには終わった。逮捕者は二九人、久美浜へ引き揚げ縄つきのまま代官所へ引き渡す。左仲らの組は四五人、豊岡藩は一人逮捕した。

翌一三日午後二時ごろ、出石藩二番手は久美浜を出発、夕方穴見市場伊右衛門宅に着いて服装を替える。

午後一〇時ごろ大老宅に帰着、侍たちは大老・年寄・用人ら列座の場所で報告、次いで明日午前一〇時まで報告書の提出を命じられて、一二時ごろ帰宅する。

一番手の速 竹野郡から引き揚げる一番手のその後の動きに目を移そう。伴四郎左衛門の組は、一二日正

捕活動

午ごろ芋野村を引き払い、午後四時ごろ二箇村に着いた。早速に勝部三五兵衛に面談したところ、鱒留村まづどの者、残らず召し捕えたいと思っているが、これは間もなくやってくる峰山藩兵に任せることにし、出石藩は二箇村に潜んでいる人足体の者どもを捕えてもらいたい。また鱒留村の先の峠を越した向こうの佐野村にも捕えたい者がいるから、峠道（比治山峠）を封鎖してほしいのであった。

加藤四郎兵衛・太田忠兵衛・徒士二人・足軽五人に鉄砲五挺持たせ、長柄の者も付けて峠へ派遣した。そこで鱒留の者を一人捕える。残る者たちで二箇村を搜索し、人足体の者を一三人捕え、即刻、勝部三五兵衛同道で出発する。そして佐野村に着き、このたびの一揆首謀者の一員である理由により、小国一角と小国文藏を捕える。計一六人の逮捕者を警固しながら、夜通し歩いて二三日午前五時ごろ久美浜に着き、代官所へ

引き渡した。

工藤仁兵衛の組は一二日夜半過ぎに吉永村を出発し、二箇村に着いて勝部三五兵衛を訪ねると、昨夜捕り物を終え陣屋へ引き揚げたという。一三日は早朝から風が激しかった。その中を前夜から歩き続け、夕方七時ごろ久美浜代官所に着いた。その夜は宗雲寺に泊まる。

一四日午後二時ごろ、出石藩一番手の侍たちは陣屋へ呼ばれ、ねぎらいのことばとともに引き揚げを求められる。けれども、このころは年貢銀上納期で代官所へは金銀が多く入る。万一このうえ思いがけぬできごとがおこらぬとも限らないので、警戒のため出石藩から一手居残り願えないかとの依頼を受けた。その者たちを除き、大部分は一五日午前五時に久美浜を出発し、豊岡回りで帰途に着く。出石へは午後四時に到着した。残留組は工藤仁兵衛・谷津助太夫・堀清蔵ら四六人であった。彼等は一八日まで滞在し、その日の昼に出発、真夜中に出石へ帰着した。

後日、ねぎらいのため出動者に次の額の銀が贈られた。

特にこれをここに取りあげたのは、銀五両とか銀三両のように銀を両で表す慣例のあったことを示したためである。後に述べるが、生糸仲買商人の年間鑑札料が銀五両であった。金との間違いだろうと解釈し、途方もない鑑札料と理解していた。しかし銀五両は間違いでなかったことが、ここに明らかとなった。金一両に比べ、はるかに低価値であったことが分かる。銀一両は銀一枚の一〇分の一、すなわち四匁七分に相当するという。なお、物頭ら侍たちはこのころ、連年上げ米を申し付けられていたので、出動者たちについては知行高に応じ、内分心付けが下される旨申し渡される。

銀二枚ずつ（銀九匁相当） 物頭
 金五百足ずつ（銀八一匁相当） 目付
 金一兩ずつ（銀六五匁相当） 馬廻り組
 金三百足ずつ（銀四九匁相当） 熊谷与市・永井玄機
 銀五兩ずつ（銀二三匁五分相当） 徒士目付・賄役
 銀三兩ずつ（銀一四匁一分相当） 小頭・下目付
 銀一〇匁ずつ 足輕
 銀八匁ずつ 中間

遊獵を楽しむ 仙石久道が初めて出石へ入部したのは、一七九一年（寛政三）五月八日であった。一八歳とい
 む仙石久道 う若さである。藩主結婚前の妾腹の子として江戸に生まれ、江戸で育った久道にとって、藩
 主として臨む出石の風物は、新鮮かつ期待に満ちたものであっただろう。入部間もなくから、しばしば領内
 巡視や登山に出かける。それに先立って五月一三日、次のような令を発する。

是の日前々より老臣らに赦免の野間殺生砲びつぎやうの事、午後退出よりまかり出候ては近境のみにして、畢竟ひつきやう獵銃の趣意へ民間の
 貧富農業の勤惰等を観るべき為なる故、自今改めて政務の間暇をはかり、早朝より遠方へもまかり出、然るべしと命ず
 『仙石家譜』。

上級武士たちに対する獵銃撃ちの許可であるが、むしろ奨励に近い文面である。それから久道は五月中に
 気多郡を巡覽し、十戸の滝を見る。そして六月には養父郡と出石郡下郷小坂筋の巡覽に出かけ、七月には城
 内諸役所を巡見する。一〇月には下郷香住村の三開山に登山する。このとき、検見のため出郷していた郡奉

行以下役人らに会い、彼らを森尾村の休憩地に召し寄せ、おのおのに酒や菓子を与えている。

翌一七九二年(寛政四)二月九日に追鳥狩りを催す。これは大規模な鳥猟である。この日未明に領内から狩り出された農民ら三〇〇〇人余は、ほぼ七〇人ずつの組をつくって、それぞれ庄屋に率いられ、丸谷・大谷・中郷・土淵ひじちから登って山の尾根に潜む。そして合図とともに山中の鳥・獣を一斉に三木・片間方面へ追い落とす体制で山を取り囲む。やがて四人の侍が三〇人余の供を連れ、先達せんたちとして狩り場に入ると、続いて藩主一行が来る。藩主が鳥居村にさしかかると鉄砲が一発放たれる。予告である。いよいよ「御かさ見」に入ると、のろしが上げられ、この由が勢子せこたちに知らされる。

藩主一行の行列の先頭には、下目付一人、その後足軽二人が徒歩で、続いて先乗りの侍二人が騎馬で連なる。この馬には二人ずつの口取りが両側に着き、くつわを押さえて進む。その後ろに若党などが着く。続いて犬ひき一人、刀持ちを従えた鷹匠二人、まとい持ち、手筒(鉄砲か)五人などが一列に並んだ後に、大白鳥(馬印)を二人が支えて進む。これには四人の持ち継ぎ要員が着く。次に長刀を捧げる小姓が立ち、徒士・供番など三〇人余が二列で進んで来る後に、いよいよ藩主の騎馬が続く。その後には近習・小姓・草履取り



写真 219
仙石家のまとい
(町教育委員会蔵)

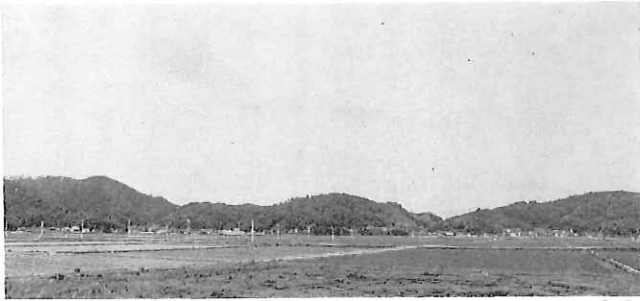


写真 220 追鳥狩りの行われた三木・片間付近

など藩主の身の回りの世話をする者たちが一団となって従う。続いて駕籠が一つ、床机、箆箱持などが続く。その後に大老・年寄ら重臣八人が騎馬で従う。供の総人数は二一四人、大きなショードである。

やがて「御かさ見」に赤の吹き流しが上がり、ほら貝・太鼓・鉦が鳴らされる。勢子たちは一斉に大声を上げて行動を開始する。続く指揮はすべて「御かさ見」でなされる。ショーの中心は一八歳の青年藩主久道である。その面目が思い浮かぶであろう。当日の獲物は鹿一匹、雉子五羽、山鶏二羽、青鷺一羽、兎一七匹、狸一匹であった。追鳥狩りは一七二〇年(享保五)に政房が、一七四〇年(元文五)に政辰が催して以来三回目である。

さらにそれから一週間ほど後の二月一五日には、居城の抛る城山を舞台に行われた鹿狩りを見る。次いで二月一八日には床尾山に登り、翌月閏二月二五日には入佐山登山、さらに三月一日には、高城と呼ばれている出石城の旧城跡に登り、三月一八日には参勤交代のため江戸へ向かう。江戸で待ち受けていたのは結婚式であった。六月二七日、姫路一五万石酒井雅楽頭忠恭の娘軽子をめとる。一〇月一日夜には、江戸詰め諸士の子弟を居間に召し出し、経書の輪講を行わせている。

翌一七九三年(寛政五)六月出石へ帰ると、早速養父郡巡見に出かけ、路傍に孝人・奇特人・老人らを召し

出し謁見する。そして一月二五日には、年寄酒勾清兵衛をそのかかりに任じ、城山の鹿狩りを再び催している。この後も、出石へ帰るたびに遊獵を行っている。

一七九五年（寛政七）五月に帰城したときには「是年より帰城の日、町奉行ら城下入り口、馬場町上及び田結庄町に、騎馬にて出迎えしむ、着後防火装束、騎馬にて城下を巡らしむ」。さらに六月九日「使番以上の諸有司出仕、平常とも肩衣着用すべしと命ず」。また一八〇〇年（寛政一二）二月一五日には、江戸屋敷居間に仮舞台を設け、自ら囃子はやしを演じる。以上、入部後一か年間並びにその後の久道の暮らし振りの一端を『仙石家譜』から拾い出してみた。これらから久道のおおよその人柄が浮かびあがってこよう。

海岸防備令と 久道治世の一七九二年（寛政四）九月、ロシアの使節ラクスマンが通商を求めて根室に来た朝鮮人漂着 ことを契機に、幕府は翌年三月、沿海諸藩に対し警戒を厳にすることを命じる。出石藩も

これにこたえて、美含郡丹生柴山番所勤番を強化する。

丹生柴山港は出石藩領に属し、津居山・諸寄もろよせと並んで、但馬海岸における良港の一つとして、古くから日本海を航行する船の寄港地となっていた。小出氏はここに屯所とんじよを置いて、その警備や難船の処理に当たってきた。例えば『香住町誌』所収の「無南垣むながい区有文書」に次のような一片がある。一六七三年（寛文一三）八月一七日に能登国福浦を出帆した北前船が、一八・一九日の荒れに難破し、乗員たちは水船（脱出用の小舟）に乗って、二〇日午後二時ごろ無南垣の浜にたどり着いた。

そして船頭・荷主らは庄屋へ、積み荷の二〇分の一を費用として渡すから、村人に積み荷をおろしてほしいと頼んだ。庄屋は丹生番所奉行へこの旨を伝えて裁断を受け、その依頼にこたえた。また船頭らは、難船

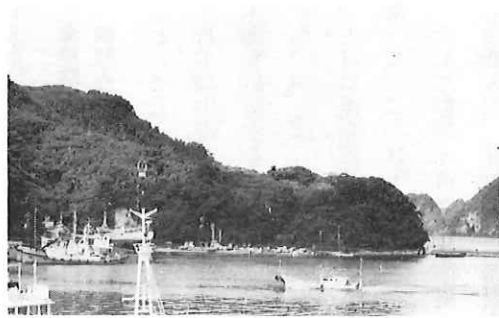


写真 221 沖の浦番所跡（香住町柴山）

は入札で売却してくれと番所奉行に頼み、奉行がそれを執行したという。仙石家も、入部した翌一七〇七年（宝永四）六月、三人の武士を選び、七月から九月まで一か月交代に丹生番所勤番を命じた。翌年からは、三月から九月の間の勤番が例とされた。

それから九〇年余の後、一七九三年（寛政五）二月三日には幕府の命にこたえて、杉原甚左衛門・太田忠兵衛・伴十右衛門に、一番手四人、二番手六人の武士を率いて日本海岸を巡視させ、二〇日に帰着、そして三月朔日には丹生湊番所勤番として、さきの巡視に随行した一番手が三月朔日から六月一四日まで、同一五日から九月晦日（三〇日）までは二番手に詰めさせることにした。同時に「海寇防禦の費用として諸臣に用意金を貸すへしと令せしむ」（『仙石家譜』）。

次いで一八〇六年（文化三）には、幕府は沿岸諸藩に対し防備を厳にし、難破の外国船には薪水を与えて穏やかに退去させるようにとの、いわゆる文化の懺悔令を発する。これを受けて出石藩も一八〇八年（文化五）二月一日には藩士たちに武備の点検を命じ、その手当として、侍たちはもちろん、一五歳以上の諸士子弟・小役人に至るまで金銀を支給した。当然、上級武士ほど多く与えている。

また二月一五日には、「海辺防禦の手組を命ず」るなどして防備体制を強化した。組織の詳細は分からないが、武備手当を支給された者たちはかなりの数にのぼるとみられる。この人たちを組（隊）に編成して、指



写真 222 願行寺(香住町)

揮権をある程度集中させる必要が生じたのであろう。「物頭らに平士の組頭を兼ねしむるにより、采幣(配)を免許の旨を改めて命ず」(同前)ることとした。物頭は鉄砲・弓などを持つ足軽隊の指揮権者である。彼らに平士すなわち侍の組の指揮権をも付与したことを物語っている。

警戒を厳にした矢先、その年(文化五)の一月八日午前一〇時ごろ、美含郡一日市村沖合に昨七日ごろ異国船が漂着したという知らせが出石に届いた。藩は直ちに目付役銃術師範太田忠兵衛を視察に派遣し、その報告に基づいて、翌日朝には物頭で郡奉行でもあった乗竹柰右衛門に、一五挺の鉄砲隊、一〇本の長柄槍隊を率いさせ、これに侍八人、医師二人をつけて派遣した。このほかに丹生番所増装備のため鉄砲一〇挺と棒

・三ツ道具などを運んだ。その到着以前に漂流者一三人は浜の船小屋を仮の居場所として收容されていた。

乗竹柰右衛門は、到着と同時に彼らの検分を行い、その後願行寺(現香住町)境内の小屋を補修して收容所にあて、足軽を警備にあたらせた。物頭以下警衛の武士は、その隣地にある長福寺を番所にして任にあたる。このころ嵐の日が多かったらしく、物頭兼郡奉行堀新九郎と交代を命じられた乗竹は、二一日帰途につくのであるが、大風雪のため三ノ尾峠が越せず引き返し、二三日に出発、翌日出石へ着いている。三ノ尾峠は香住谷を経て佐津川ほとりの隼人村(はやと)へ至る道にあり、この道は豊岡へ至る主要な道になっていたことが分かる。乗竹は直ぐさま、幕府へ対する事件報告の使者を



写真 223 長福寺(香住町)

命じられ、二九日には江戸へ向かって出発している。

漂流者は朝鮮国咸鏡道永興の呂成非(五〇歳)・林天興(二九歳)・金奉三(四七歳)・呂舜子(三八歳)・金一三(二二歳)・金才得(二八歳)・金光天米(三一歳)・白巖同(二一歳)・林大水其(二九歳)・金大福(二一歳)・閔龍三(二八歳)・金元福(四八歳)・李大可竹(二八歳)であった。彼らは近くの港へ木綿商いに出かけて嵐に遭い、一日市村沖に漂流、救助に向かった村船に助けられて浜へ上がった。村人は漂流船も浜へ引き揚げようと努力したけれども、波が高くて果たせず、間もなく灘岩と称する岩に衝突して砕けてしまったという。

久美浜代官所からは手代二名が検分に訪れ、出張役人が応接、近領の諸侯へは使者あるいは書簡をもって知らせた。上下あげての出石藩の大わらわの対応ぶりが目に浮かぼう。収容中の衣食についても幕府へ伺いを立てねばならなかった。「朝夕は一汁一菜、昼は一汁二菜、酒は過ぎない程度に、たばこは好むのでこれまた与えています。よろしいでしょうか。また厳寒の折、衣服は漂着當時のままです。相応の手当て差し遣わしてよろしいでしょうか」これに対し「食物は朝昼夕とも一汁一菜のつもりをもって取り賄い、酒・たばこも見計らい、よき程相与え、着服の儀も相尋ね望み候はば、慥り申さざる様相応に手軽の品相与え申すべく候」と答えている。

翌年(文化六)正月二〇日、漂着の異国人を出石へ引き取り、材木町にあった藩の建物の一つを修理して収

容した。『仙石家譜』には「引き取り途中の警固を嚴重にし」とだけ書かれ、出勤人員は記していないが、巷間に伝わる情報を書き留めたと思われる文書に基づいて記した『浜坂町史』によると、出石藩士はよろいかぶとの陣立て姿で、かなりの人数を繰り出し、出発にあたっては一一挺もの鉄砲を一度に打ち上げたという。ほどなく長崎奉行所へ護送するよう命じられ、乗竹左石衛門を警備隊長に二月一日出石を出発した。

地方知行制

小出家時代の出石藩では、知行取りの禄は地方知行じかちぎょうと云って、禄に相当する土地を給付される復活
ていたことについては前に述べた。仙石家も小諸・上田時代には地方知行であった。出石へ移ってからこれを続ける意図はもっていたようであるが、移封直後の財政難から上げ米が続いたため、知行取りに禄高に見合う村を割り当てる、すなわち村割りをすることができず、全部蔵米給付に切り換えていた。近世なかば以降はほとんどの藩がこの形をとっていた。

それに逆行するかのようになり、一七九八年（寛政一〇）に出石藩は地方知行制を復活する。なぜか。それについて藩が寛政一〇年五月に発令した「村割御趣意御祈祷参詣心得書」に記されている関係部分を拾い出してみると、

去ル子年冬丑年春（寛政四〜五年）海辺御備の儀従公儀段々御嚴重被仰出の処、当時知行の内半知御借更も有之候に、御蔵米渡にては当御領分北浦の海辺御備御手配り行届かたき趣とも有之、

とある。要するに海辺防備に備えての措置であった。では蔵米給付に比べて、地方知行の方がどの点で海辺防備に役立つのかを考えてみよう。

地方知行になっても知行借り上げ、つまり上げ米は実施できる。けれども蔵米給付に比べてその実施が幾

分窮屈にはなるだろう。それだけ藩士の資力育成に役立つ。いま一つは、地方知行になればその土地の百姓の支配をも任されたことを意味するから、不時の出勤にあたって領分支配地の百姓を人夫に徴発することが可能となる。この点が最も大きな狙いではなかったか。となると、農民にとっては藩士知行付属になることは迷惑である。したがってその人選が極めて困難である。その解決策として藩は神くじを思いついた。

まず藩士に知行村を配当するにあたっては、神くじによってこれを決定したことを触れ、藩士知行所付きになった村々でも、知行所付き百姓・手当方百姓の人選は神くじで決定するように令している。その部分を「村割趣意書」から抜き出しておこう。

向寄りの神社仏閣に於て、人別分けのくじ神前に備えられ、右御旨趣の祈願ならびに五穀成就の御祈祷二夜三日仰せ付けられ候、村方惣代としてその村々庄屋、組合の百姓代老人その節参詣、なおまた村々一統心中の祈願も申し達し、右神前のくじ其社家別当より是を受け取り、その村々に配当一統頂戴のうえ、右神くじに当たり候は則ち天道神仏の命ぜられる所に候えは、信心を以てその所を永々ともに大切に相心得、外をうらやむ遺念なく、

と述べている。神威を借りての人選である。

寛政一〇年は第一段階として、二〇〇石以上の知行取りに村が宛行あてがわれた。坪井村庄屋日記（中山三郎家文書）に、「同年（寛政一〇）九月一七日、先達て被仰付候御家中貳百石以上之御知行村割御渡しニ付、今日御勘定所へ被召出、被仰渡之御書」とある。このとき交付された気多郡出石領村々の知行付き村の一覧が、竹野町富森一男家に所蔵されていたので、次に紹介しよう。

二百石以上御知行村割名寄帳

第5章 近世の出石

松岡村	青木新五郎	様
国分寺村	荒木頼母	様
道場村	竹村十学	様
比垣村	磯野三太左衛門	様
栃本村	山田八左衛門	様
	徳永半左衛門	様
名色村	荒木頼母	様
	谷野忠太夫	様
	中西直之進	様
万場村	仙石造酒助	様 (仙石内蔵允の長男)
栗栖野村	仙石舍人	様 (仙石左京の兄)
万劫村	青木与惣	様
柘四ヶ村	仙石内蔵允	様 (仙石内蔵允久賢のこと)

ここに表れている人のなかで、とくにあとの藩政に關係が深い人について、若干説明を加えておくことにする。一人は仙石舍人^{とねり}である。この人は大老仙石久長の妾腹の子で長男である。久道の信頼が篤^{あつ}く五〇〇石を給されて年寄であった。のちに病を得て京都に隠栖して佐野新吾と名を改める。佐野姓に改めた理由・時期ともよく分からない。弟が仙石左京である。仙石内蔵允は久賢で、前述したように当時勝手方担当の年寄であったから、地方知行復活を立案し、執行したのはこの人であったと考えられる。その嫡男が仙石造酒助、

後に仙石左京と対立する。

知行付き百姓と手当て

気多郡の村割りをみると、栃本村と名色村は二名以上の知行地になっている。この

方百姓の人選と負担

場合を相給と呼ぶ。ほかの村は一村一名である。けれども一村一名の人もここ以外

に知行地をもつ。すなわち分散所有であると考えられる。たとえばここでは荒木頼母がある。彼は国分寺村と名色村両村に知行地をもっている。知行高を給付するにあたって、農民と土地のどちらが優先して給付されるかといえは農民である。

たとえば、仙石舎人の場合、栗栖野村に五〇〇石の土地がまず区画され、給付されるのではなく、知行所付きの農民をまず指定し、その所持石高を合計したものが給付石高となる。もしそれが五〇〇石に満たなかったならば、予備指定の農民の中から選んだ人の所持石高を合わせて、ちょうど五〇〇石になるようにする。そこで前者の農民を「知行付き百姓」、後者を「手当て方百姓」と呼ぶ。これらの人選を神くじで行ったのである。藩の要職に就いた者のなかで、その家禄が職に相当する禄高に達しない場合は、その職にとどまっている期間中、その差額分が「足高」として給付される。その場合も百姓が選定され、それは「足高百姓」と称された。

文化年間に入ると、二〇〇石以下の知行取りも地方知行として村割りがなされた。井上長兵衛もその一人である。彼は気多郡清冷寺村、養父郡浅倉村、美含郡御又村の三か村に知行地を与えられた。この子孫の井上美寿恵家に、前記百姓の名を記載した文書が残っていたので、理解を深めるため美含郡御又村を選びその全文をここに紹介しよう。

第5章 近世の出石

御知行附	一持高 壹石貳斗七升	市郎兵衛
禪宗坊岡村満願寺丹那	一同 壹石貳斗貳升	三郎太夫
	一同 貳斗三升八合	文右衛門
	御手当方	
	一持高 壹石五斗七升	又兵衛
	一同 貳石三斗七升	七郎右衛門
	一同 貳石壹斗七升貳合	又左衛門
	一同 壹石六斗八升九合	六郎兵衛
	一同 三石七斗八升	仁左衛門
	一同 七斗九升六合	与三左衛門
	一同 三石六升	源左衛門
	一同 六斗四升五合	藤四郎
	一同 六斗六升五合	武左衛門
	一同 壹石七斗九升	清七
	一同 七斗貳升七合	佐兵衛
	一同 七斗八升六合	平三郎
	一同 壹石四斗三升八合	又七郎

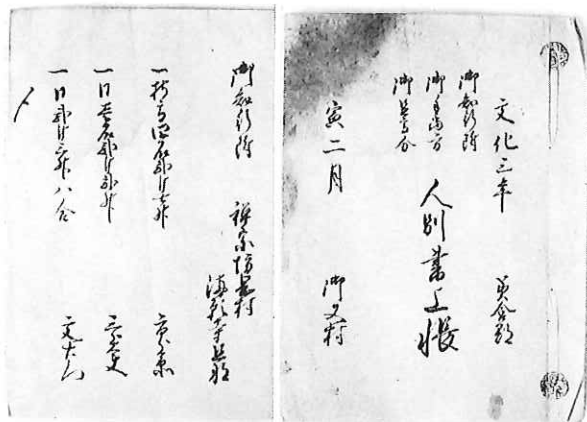


写真 224 「御知行附御百姓人別書上帳」(井上美寿恵氏蔵)

第2節 近世中期の出石

一同 四斗式升宍合

又六

一同 式石四升五合

和七

一同 九升五合

嘉兵衛

一同 七升五合

又兵衛

御足高

一持高九石三升七合

又右衛門

一同 宍斗三升七合

兵八

右之通く關札任、奉氏神江候上、關取当候人別奉書上候、以上

美含郡御又村庄屋

治郎太夫[㊤]

文化三年寅二月

組頭 本太夫[㊤]

長百姓四郎右衛門[㊤]

井上長兵衛様

なお、神くじ引きにあたって「村方へ申談口達書」のなかに、以上の叙述を補足するものがあるので、その項を選んで次に記しておく。

一、村役人は其の村一統へ遣わし候儀ニ付き、關の人別ニ入れ申さず候事

一、其の村にて高多に持ち候ものは、村役人にも準じ候儀ニ付き、一村にて宍人ずつ關の人別に入れざる事

一、手当て方百姓は、知行付き百姓収納不足の処を上納、軍役の節右の内より其の節の人入用、高ニ応じ相勤め申すべく候事
知行地を宛行あてがわれたといつても、その収納は知行取り個々が行うのではない。藩主直轄地と一括して代官が行う。それを物語っているのが次の文書である。

(竹野町 富森一男家文書)

御百姓附目録

(各村別人数は省略)

都合四拾五人

内

八人

知行附百姓

三拾七人

手当方百姓

内八人

(半知御借更分百姓)

右之通御百姓被相附則人別帳ニ其訳記之被相渡候、右御百姓

之内が収納仕候、以上

御代官

宇野孫太夫 ㊦

土肥安兵衛 ㊦

弓削八左衛門 ㊦

前書之通御百姓被相附者也、

鷺見久左衛門 ㊦

文化二乙丑年十二月十五日

堀 新九郎 ㊦

乗竹杵右衛門 ㊦

井上長兵衛殿

西川惣左衛門◎

すなわち、代官が井上長兵衛に対し、「あなたが受け取る年貢はあなたにつけられた百姓から、私たちが代わって収納します」と約束している文書である。なお、ここに地方知行になった際の上げ米方法を示している個所が表われているので、補足しておこう。「内八人半知御借更分百姓」と記されている項である。この八人が出す年貢は、半分は所頭である井上長兵衛に、半分は上げ米として藩庫へ納めるといっているのである。

また、さきに地方知行復活は、有事の際の夫人足徴発を円滑にするための措置であるかと述べたが、それを物語る史料が気多郡榑村(現竹野町)に残っている。

仙石内蔵允様

夫人足之覚 榑中村控へ

仙石造酒之助様

仙石内蔵允様 夫人足五人御割合

老番 宰領 五市郎

大二郎・太市郎・忠右衛門・五八郎・久兵衛

式番 宰領 与三右衛門

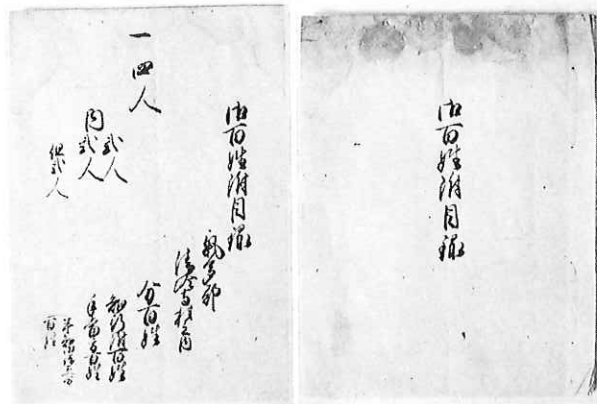


写真 225 「御百姓附目録」(井上美寿恵氏蔵)

元二郎・市郎右衛門・伊兵衛・平二郎・太助

仙石造酒之助様 夫人足四人の割合

老番 宰領 五郎三郎

清五郎・清兵衛・惣七・弥助

式番 宰領 源右衛門

五郎兵衛・弥兵衛・長四郎・庄三郎

右之通り無間違御請仕候、以上

組頭 与三右衛門

庄屋 太郎右衛門

文化五年辰六月

横山弥惣左衛門様

三好 源蔵 様 (竹野町 富森一男家文書)

榊四か村は仙石内蔵允久賢の知行村であった。仙石造酒之助は内蔵允の長男である。榊村からこの二人のために夫人足が徴発されていることを示す文書である。彼らは内蔵允の知行付き、あるいは手当て方百姓であったと思う。そして徴発の発令事務ならびに人夫の管理は、藩役人が行っているとみてよいだろう。この点、年貢徴収の場合と同様である。

結局、地方知行制復活は農民支配強化策であったことが分かる。したがって知行付きあるいは手当て方百姓になることは、農民にとって迷惑であった。そこで前にあげた触れ書の中に、くじに当たった者は当たっ

ていない者を、「うらやむことなく」と論していることの意味が理解できよう。

御城付き・御
供所村の指定

地方知行制復活に伴い、領主の呼称を変更した。今まで、藩主Ⅱ領主を地頭ということもあつた。以後はこれを止め、藩主は領主、そして村割り知行を受けた藩士のうち、一〇〇

○石以上は「地頭」、それ以下を「所頭」と唱えるようにせよと命じた。

知行付き・手当て方百姓については、地頭・所頭の存念に従って「格式など申し付け」ることもある。つまり苗字帯刀などを許すこともあるというのである。こうして「土農一体之古風」に立ち戻らせた。このことを含んで、地頭・所頭の知行地となった村の庄屋は、以後役所へ出頭する場合は、脇差を帯びることを許す。蔵入りのみの村の庄屋も同様、脇差帯刀を許すと令する。「土農一体」の意味は農民夫役の強化である。その代償として格式付与を充てようとしたところに、地方知行復活の真の意図があつたことが理解できよう。その一環として、「御城付き」と「御供所」の村が指定された。

御城付きは、宮内・坪井・水上・長砂・鍛冶屋・下村(福住)・中村・日野辺・寺坂の九か村で、この村々の百姓は領内第一の百姓に格付けられ、藩主が参勤交代による帰城・発駕のとき、また年頭にあたっては御目見えを許す。また、鳥居・奥小野・美含郡余部の三か村はくじにより、領主先祖の「御供田」とされた。これを「御供所」と呼ぶ。その百姓は領内第二の格式に指定され、帰城・発駕・年頭のおりには城付き村百姓の次の席に並び、同様、御目見えを許された。

この指定は火災の際の備えである。すなわち城付き村とは「御城下火災之節、其方角に因之、三御門(大手・東・西門)外江相詰、其節差図次第火元へも罷越可申候事」、供所村々は、「三か寺(経王・宗鏡・昌念寺)・



写真226 出石城 隅櫓 (西櫓)

本高寺江相詰、其節之差図次第火元へ罷越し可申候事」と一七九八年(寛政一〇)一二月に命じられたのである。また知行所村々も同時に城下が火災のときには、その地頭・所頭の屋敷へ駆けつけ、防火につとめるよう命じられた。

地方知行制復活は、出石藩が大変力を入れて実施した改革である。そのため費用の一部を心付けとして、村割り知行村へ総額米一五〇俵が藩から与えられた。そのほかに地頭・所頭からは、一村一人請けの場合、庄屋へ米一斗、組頭・百姓代へ五升ずつ、知行付き百姓一人あたり五升、手当て方百姓へ三升、無高の者へは一升ずつが遣わされた。相給の村の場合は、庄屋へ六升、組頭・百姓代・長百姓^{おき}へ三升ずつ、知行付き・手当て方百姓へは一人あたり三升ずつ、無高へは一升ずつが与えられた。この改革成就を祝って、このほかに領内全郡へわたって、七〇〇俵が与えられている。

地方知行制 復活した地方知行制はいつまで行わ
の持統 れたのであろうか。結論的にいえば、
一八三六年(天保七)の減知までと思う。なぜなら
この制度は、前にも述べたように、海辺防備に農
民を動員する体制づくりということを目的に企画
されたものであるから、海岸部が出石藩領から離

れ、防備の責任がなくなると、持続の意味は消滅する。それまでは、二〇〇石以下でも、浦手組として日本海岸部防備の組に加えられた者に対しては、順次村割り知行が与えられた。たとえば一八二一～二五年（文政四～八）の間に発令された人に次のような人たちがあつた。いずれも『御用部屋日記』に記載されている。

(一) 内はそれぞれの家の禄高である。

文政四年八月七日 藤岡隼太(二〇〇石) 太田忠兵衛(一八〇石)

文政五年二月一日 荒木甚兵衛(二〇〇石)

文政七年二月一九日 岡木吉左衛門(二三〇石) 岡部四郎左衛門(二五〇石)

文政八年一二月五日 小林弥門(二五〇石) 磯野源五右衛門(二五〇石) 稻垣源五左衛門(二〇〇石)

平尾吉右衛門(二三〇石) 大塚甚太夫(二〇〇石) 太田彦太夫(二〇〇石)

以上の中に、二〇〇石の荒木甚兵衛が混じっているが、この人は文政五年正月五日に新知行を与えられたばかりであるから、この時点に村割りを与えられたのであつた。その割り当て式に当たつて、荒木甚兵衛も含め、すべての人々に対し、

右浦辺御手配り一件勤方被仰付之御趣意も有之ニ付、村割知行ニ被仰付旨、

との申し渡しがなされている。海辺防備の組に加わつたから、村割りの与えられたことを証明している。

割り当て村の決定はくじによつた。大書院一の間、藩主席である上座を背に月番年寄と用人一人が着座、その前に村割り場所を記したくじを載せた三方が置かれ、くじ引きの面々は二の間に控える。まわりに郡奉行・勘定奉行・目付・郡目付・免定頭らが麻袴あさふしの礼装で座つて見守る中、村割りを与えられた者たちは順に

進み出てくじを引き、開いて免定頭に差し出す。こうして知行村が決まった。

しかし百姓の人選は遅れていた。文政八年一二月五日、村割りが決まって御用部屋へ御礼に参上した者たちへ、郡奉行が村割り場所を記した文書を手渡したのであるが、そのことを記した条の後に、次のことが記してある。「村割りくじ頂戴相済み候得ば、御百姓附御郡奉行より相渡し申すべき処、いまだ相渡さざる分も余程これ有るに付き、取調べ早々相渡し候様御郡奉行へ申し談じ候」とある。年に一人か二人ずつ程度の村割り付与であったから、事務が面倒で滞っていたのだろう。しかしこれでは「浦手御趣意もこれ有り村割りに仰せ付けられ候儀に付き、早々相渡し申さず候ては御趣意の詮もこれ無きに付き」と心配している。百姓を付けることこそこの制度の本旨であることを物語り、知行付き・手当て方百姓人選を急がせている。

以上のように、並々ならぬ精力をそそいで一七九八年（寛政一〇）以降に再興した地方知行制度も、再び停止する日が来た。後に述べるように、出石藩仙石家は一八三六年（天保七）に封地が半減するという大事件に遭遇するのであるが、これを機に海岸防備のための浦手組は解散する。「御用部屋日記」天保八年一二月晦日の条に、「浦手御手組に差し加わり候面々、部屋住み子弟ども」へ対し、「右先般浦辺御場所御上げ知に付き、御手組御免遊ばされ候事」と記されているのである。いきおい地方知行制度も停止したとみてよいだろう。上げ知された村々の中には知行村も多く含まれていたから、地方知行制を継続しようとするば村の割り替えを実施しなければならず、事務的に面倒であり、また継続の意義もなくなったからである。つづく収束措置であろうか、『御用部屋日記』天保九年閏四月八日の条に、「村割り知行飯米、例月十二日渡しの際、御都合に付き当分十三日に相渡し申すべき事」と記されているのである。

村割り知行地をもつ者への飯米支給は、知行地をもたない者とは形式上区別されていたようである。なぜなら村割り知行地をもつ者は、建て前としては、知行地の年貢は自らが徴集する権利をもっていた。藩役人は彼らの承諾のもとに代わってその権利を行使していたから、彼らへの禄米支給、飯米支給はともに村割り知行地をもたない者へ対するそれとは、若干意味が違っていた。そこで飯米支給にあたって特別に目をかえていたのであろう。しかしもはやその必要はなくなった。このため支給日を統一したのであろう。その表れが前記の記事になったと考えられる。

2 城下町出石の発展

出石城の縄張り・城下町の町割りについては、三の丸に対面所が造築された以外、小出吉英張り
の築城ののち、あまり大きな変化はないと思われる。そこで、その概要については築城段階

のところで述べたので、資料がかなりあらわれているこの段階でさらに詳しく述べておきたい。

写真28に示した侍屋敷配置図は記入されている藩士の氏名からして、一八世紀末(安永年間)ころに作成されたものとみられる。最上段には土塀に囲まれた稲荷郭があって望楼の役割を果たす。ここにまつられている稲荷社は、小出氏が城の守護神として勧請したもので、のちに祭礼当日は町人の参詣を許すようになり、廃城後は、まったく町民の守護神となった。毎年三月に但馬三大祭りの一つに数えられてにぎわいをみせる初午大祭は、この稲荷社の祭礼である。その下段に本丸がある。今は仙石氏の祖仙石権兵衛秀久をまつる感かん應殿おうでんが建っている。